

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

お住まいの市町村では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。



ご相談は、お住まいの市町村の自立相談支援機関まで。
全国連絡先一覧 <https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>



日々の生活費にお困りの方への貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しております。

- お問合せ先：お住まいの市区町村社会福祉協議会
- 貸付の対象：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯等
- 貸付上限額：学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
その他の場合、10万円以内等
- その他：償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

申請ができる方は

- 離職・廃業から2年以内の方
- 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄												
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>												
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※東京都23区の例（自治体により額は異なります）（単位：円）	<input type="checkbox"/>												
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td>138,000</td><td>194,000</td><td>241,000</td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td>53,700</td><td>64,000</td><td>69,800</td></tr></tbody></table>		単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額（月額）	138,000	194,000	241,000	支給家賃額（上限額）	53,700	64,000	69,800	
	単身世帯	2人世帯	3人世帯										
収入基準額（月額）	138,000	194,000	241,000										
支給家賃額（上限額）	53,700	64,000	69,800										
（注）収入には、失業等給付などが含まれます。													
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>												
離職・廃業をした日から2年以内の方については、ハローワークに求職の申し込みをしますか？	<input type="checkbox"/>												

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の自立相談支援機関に相談してください。

住居確保給付金の支給期間が**延長**されます

これまで

離職、廃業、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月間、最長9ヶ月間、家賃相当額を支給。



令和3年1月1日以降※

最長で**12か月まで**延長することが可能になります

※令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限ります

申請できる方は

収入要件、資産要件のほか、
以下の**求職活動を行う方が対象**となります。

※原則として、全ての活動を行っていただく必要があります

- ・生活再建への支援プランに沿った活動
(家計の改善、職業訓練等)
- ・ハローワークへの求職申込、職業相談
- ・企業等への応募、面接

詳しい支給要件等のご相談は、市町村の自立相談支援機関まで

厚生労働省住居確保給付金特設サイト、コールセンター

<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

スマートフォン・タブレットはこちらから→

0120-23-5572 (9:00~21:00)

※土日祝、年末年始も開設しています

再々延長（12か月まで）を申請するには

延長申請書に必要事項を記載し、自治体等に返送

該当者には、自治体から申請書が送付されます。

- ・世帯人員に変更がないか確認しましょう。
- ・申請月の収入（総支給額）、金融資産額 など必要事項を記載し、自治体等に返送等して下さい。

※延長には収入・資産要件のほか、地方自治体による審査があります

再々延長が決定したら

求職活動を行いましょ

決定通知書が届きますので、求職活動を始めましょう。

- ・支援プランに沿った活動（家計の改善、職業訓練等）
- ・ハローワークへの求職申込
- ・月に2回のハローワークでの職業相談
- ・週に1回の企業等への応募、面接

※活動は離職等・休業の方ともに必須です。これらの活動・手続を怠ると、給付が中止されることがありますので、ご注意ください。

期間中の状況報告をしましょう

受給中は、月に1回、求職活動等状況報告書を自立相談支援機関に提出して下さい。

就職がきまったら／本業が復調したら

自立相談支援機関へ連絡をしましょう。

※就職後の収入を確認するまで、給付金は中止しません。

注) 常用就職後に自己の責に帰さない理由で解雇された場合は、住居確保給付金を再支給することができる場合があります。まずは自立相談支援機関までご相談下さい。